

坂戸市市民参加条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、坂戸市市民参加条例（平成18年坂戸市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

**第2条** この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(大規模な施設)

**第3条** 条例第6条第1項第5号の実施機関が定める大規模な施設は、事業費がおおむね10億円以上の施設とする。

(公表事項)

**第4条** 条例第12条第2項及び第13条第1項に規定する必要な事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 名称
- (2) 募集する委員又は構成員の人数及び選考方法
- (3) 応募できる者の範囲
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(会議開催の公表時期)

**第5条** 条例第12条第6項及び第13条第5項の規定による公表は、会議の開催の日前7日までに行うものとする。

(会議録)

**第6条** 審議会等又はまちづくり市民会議の会議録は、会議録（様式第1号）により作成するものとする。ただし、会議の種類に応じて、適宜変更することができるものとする。

- 2 審議会等又はまちづくり市民会議の会議録には、発言者名を記載するものとする。ただし、率直な意見の交換及び意思決定の中立性を確保するため、審議会等又はまちづくり市民会議が発言者名を記載しないことと決定したときは、この限りでない。

(フォーラム開催の公表時期)

**第7条** 条例第15条第1項の規定による公表は、フォーラムの開催の日前7日までに行うものとする。

(開催記録)

**第8条** フォーラムの開催記録は、開催記録（様式第2号）により作成するものとする。ただし、フォーラムの種類に応じて、適宜変更することができるものとする。

（市民参加の手続の改善提案方法）

**第9条** 条例第23条第1項の規定により改善案を提出しようとする者は、原則として市民参加手続改善提案書（様式第3号）により行うものとする。

（委任）

**第10条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

会 議 録 ( / )

名 称	
開催日時	年 月 日 ( ) 時 分 開会・ 時 分 閉会
開催場所	
出席者の氏名	
欠席者の氏名	
事務局職員の職・氏名	
会議次第	
配布資料	
議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容

開 催 記 録 ( / )

フォーラム の 名 称	
開催日時	年 月 日 ( ) 時 分 開会・ 時 分 閉会
開催場所	
参加者数	
事務局職員 の職・氏名	
会議次第	
配布資料	
議 事 の 経 過	
発 言 者	議題・発言内容

注 発言者の欄には、市民又は事務局の別を記入すること。

様式第3号（第9条関係）

市民参加手続改善提案書

ふりがな 氏名	
住所	
自宅電話番号	

注 市外在住の方は、住所欄に会社名及びその所在地又は学校名及びその所在地を記入してください。

対象手続	意見・提案